

一関市市有林Jークレジット利活用連携事業に係るプロポーザル審査基準表

審査項目		参考とする書類	着眼点	配点
事業者の能力	(1)	Jークレジットの利活用等を検討する事業者内の組織体制 ・企画提案書 (任意様式)	①Jークレジットの利活用を検討する社内体制が整っているか。 ②カーボンクレジットに関する制度を熟知しているか。	10
	(2)	GXリーグへの参画状況 ・企画提案書 (任意様式)	GXリーグ参画企業は、直接排出量が、10万tCO2以上の企業はGroupG、10万tCO2未満はGroupXの2グループ。GroupG企業は将来的に排出削減目標を達成すると超過削減枠を作り出し、目標未達の企業などに販売することができるようになります。そのため、GroupG企業はGroupX企業よりも報告と検証の要件が厳しくなっており、GXダッシュボードでもより詳細な項目が開示されている。	5
	(3)	長期取引に対する企業の信用力 ・企画提案書 (任意様式)	令和13年度までの安定的な取引が可能な企業かどうか。	5
	(4)	Jークレジットの活用に関する対外公表 ・企画提案書 (任意様式)	Jークレジットの利活用について、対外的に公表しているか。	5
	(5)	社会全般での認知度、ブランド力 ・企画提案書 (任意様式)	応募者と協定を締結したことによって、市の認知度向上につながる企業か。	5
提案内容	(6)	長期安定購入における取引量、取引のタイミング及び具体的な取引内容 ・企画提案書 (任意様式)	①販売する全量(18,451t-CO2)を購入するか。 ②市が取得、販売する時期に継続的な購入が可能か。 ③提案された取引内容の評価	10
	(7)	1t-CO2当たりの購入単価(税抜き) ・企画提案書 (任意様式)	市が希望する販売単価12,500円/t-CO2と比較して高いか安い。	10
	(8)	応募時における購入したクレジットの活用(=無効化)計画 ・企画提案書 (任意様式)	購入したクレジットの具体的な活用方法があるか。	10
	(9)	Jークレジット利活用についての市内外へのPR方法 ・企画提案書 (任意様式)	①市内外への情報発信能力があるか。 ②応募者から提案されたPR方法により、本市の林業施策や森林管理の取組を社会に対し認知度を高められるか。	10
	(10)	市との協業により実施する事業の提案 ・企画提案書 (任意様式)	①具体的な事業計画となっているか。 ②林業分野以外への事業発展が見込めるか。	20
	(11)	販売益を活用してほしい市の事業 ・企画提案書 (任意様式)	①市の林業に係る事業内容を把握しているか。 ②活用可能な内容となっているか。	10
合計				100